

尼崎市立地域総合センター上ノ島  
指定管理者管理運営業務個別仕様書

令和6年7月

尼 崎 市

**【留意事項】**

本文中の施設概要及び施設名称等については、令和6年5月1日時点の状態を記載している。

# 1 施設の概要

## (1) 名称

尼崎市立地域総合センター上ノ島

## (2) 所在地

尼崎市南塚口町8丁目7番25号

## (3) 規模

敷地面積 1624.29㎡

延床面積 879.14㎡

構造 鉄筋コンクリート 2階建

建物概要 令和4年竣工



△ 出入口

地域総合センター上ノ島新築工事 1階平面図



地域総合センター上ノ島 2階平面図

## 2 維持管理経費（光熱水費等）及び通信運搬費（電話料）の支払い義務

尼崎市立地域総合センター上ノ島（以下「総合センター上ノ島」という。）については、施設の一部について「いくしま人権協会」が市から使用許可を得て使用していることから、電気メーター、上下水道メーター、電話設備及び清掃サービスを共有している。

こういった経費については、すべて総合センター上ノ島への請求となるため、指定管理者が一旦全額を支払ったうえで、「各四半期ごとの実費弁償金算定方式等」により算出した金額を市へ連絡することとする。

なお1円未満の端数については指定管理者の負担とする。

## 3 「指定管理者が行う業務内容等」について

共通仕様書「7 指定管理者が行う業務内容等」のうち、「(8) 総合センターの設置目的に基づき行う業務」に記載する具体的な事業については、「隣保館設置運営要綱」（平成14年8月29日厚生労働事務次官通知）に規定する隣保事業として、概ね以下の事業を実施するほか、施設の設置目的に資する事業を企画、実施すること。また事業実施に際しては、施設利用者をはじめ、地域住民や関係団体等の意見、要望等を聴取するとともに、地域課題及びより効果的な事業について調査研究し、今後の事業運営につなげること。

### (1) 市民相互の交流の促進に関する事業

① 地域住民をはじめとする市民を対象とした各種クラブ活動、レクリエーション、地域イベント、教養・文化活動など市民相互の交流を図る事業

(特記事項) i 差別とたたかう上の島文化祭は、実行委員会を組織して地域ぐるみで推進し、人権啓発と住民交流を促進すること。

ii 地域交流、世代間交流事業を実施すること。

② 関係団体等との共催事業

### (2) 人権啓発に関する事業

地域住民をはじめとする市民に対し、広く人権に関する理解を深めるための啓発や情報発信など広報活動を行う事業

(特記事項) i 人権啓発推進委員会を運営すること。(立花中学校区人権教育・啓発推進会議)

・ 街頭人権啓発キャンペーン、講演会等を実施すること。

・ 広報誌「かがやき」の発行では、事務局として参画し、企画・編集・発行を行うこと。

ii 人権啓発活動及び地域交流（住民交流）事業の実施

・ 総合センター事業等の広報及び啓発紙である総合センター上ノ島だより「生き生き」と、市立立花中学校区の関連4校への「学校送付ニュース」については毎月発行すること。

・ 年度当初に、総合センター上ノ島周辺の行政機関新任職員研修を実施すること。

・ 平和推進事業を実施すること。

・ 次世代を担う青少年育成事業を実施すること。

(3) 地域住民の人権に関する相談及び自立支援（生活の質の向上）に関すること

（特記事項） 地域での居場所機能を発揮すること。就学前の親子、子ども（小学生、中学生）、青年、高齢者など、それぞれの世代の居場所を日常的に確保し、事業をすすめること。

(4) 自主事業

共通仕様書「14 自主事業」に記載する、施設の設置目的に合致する自主事業を実施すること。（任意）

(5) その他

- ① 具体的実施するセンター事業は、これまで総合センター上ノ島で実施してきた事業実績を踏まえて実施すること。（別紙「令和5年度実施事業」参照）
- ② 利用団体に対しては利用説明会を開催し、（利用登録団体の更新を毎年行うことを含む）館利用の手引きの周知と利用団体間の交流を図ること。

#### 4 施設管理に係る業務委託について

令和5年度における施設管理に係る業務委託は次のとおりである。

今後、法令の改正等により変更される場合がある。

- (1) 清掃業務委託
- (2) 事業系ごみ収集運搬業務委託
- (3) 機械警備業務委託
- (4) 建築基準法第12条に基づく定期点検業務委託
- (5) 自家用電気工作物保安管理業務委託
- (6) 自動昇降装置保守点検業務委託
- (7) 消防用設備等保守点検業務委託
- (8) 冷暖房機器保守管理業務委託
- (9) 自動扉保守点検業務委託
- (10) 集会室映像音響設備保守業務委託
- (11) 集会室調光設備スポット点検
- (12) 集会室舞台吊物保守点検業務委託
- (13) バスケットゴール保守点検業務委託

以 上

令和5年度実施事業

(尼崎市立地域総合センター上ノ島)

	事業名	開催回数	その他内容等
(1) 市民相互の交流の促進に関する事業	文化祭		
	① 青空市(文化祭関連事業)	年1回	バザー、模擬店等
	② 布ぞりつくり(文化祭関連事業)	年1回(3日連続)	3日のうちいずれか1日に参加
	③ 記念講演会(文化祭関連事業)	年1回	『ある精肉店のはなし』上映&監督・出演者の講演
	④ 文化祭	年1回(3日連続)	発表会、作品・パネル展示、模擬店、街角ギャラリー(書道)等
	各種大会等		
	① 夏の子どもまつり	年1回	7月に実施。
	② 風揚げ大会	年1回	正月明けに実施
	③ 一夜こら伝承事業	月1回	地域文化を伝承する事業(三味線)
	※その他 季節遊び	月1回程度	季節ごとの行事にちなんだ遊びや工作等(子ども対象)
	各種講座(教室)		
	【成人向け】		
	① フラワーアレンジメント	月1回	
	【高齢者向け】		
	① 自彊術	月2回	
	② 百歳体操	月4回	
	【子育て向け】		
	① 短期講座(教室)		
	【子ども向け】		
	① 子ども三味線教室	週1回	
	③ 昼食会・おやつづくり	年3回	
	④ 集団あそび	月3~4回	異年齢児童の交流を深める・遊びを通じた交流
	⑤ 誕生日会	月1回	
	⑥ つづりかた	週1回	思考力の整理・文章力の向上
	⑦ 今月の遊び	週1回	昔ながらの遊び等を通じて交流を図る。
⑧ 工作	月2回	発想力・集中力を育てる。	
⑨ チャレンジ	週1回	あそびでランキングを競う。	
【その他】			
① 絵手紙(成人)	年1回	5日連続講座	
② ポーセラーツ(子ども)	夏休み2回	2回のうちいずれか1回に参加	
③ 手話(子ども)	夏休み1回	5日連続	
④ 似顔絵体験教室(成人向け)	年1回	5日連続	
⑤ 楽しい理科実験教室	随時	今年度は実施予定なし。	
⑥ 地域ふれあい事業	年数回	こキプリ回子(ホウ酸回子)作り講習会、手作り味噌講習会、もちつき大会	
⑦ 市立尼崎高校女子バスケットボール部交流	年1回	小学生が市立尼崎高の体育館を訪れ、女子バスケ部員と練習を通じた交流事業	
⑧ 菜園を活用した交流事業(サツマイモの苗植え・収穫)	週1回(春~秋)	当センター敷地内にある菜園を活用した子ども対象の農業体験	
⑨ 園田学園女子大学ゼミとの「運動や遊びを通じて行う子どもの見守り・ささえあい活動」	随時	「尼崎市支え合いを育む人づくり支援事業」を活用した大学生による子ども対象の取り組み	
⑩ 地域(公園)清掃・資源回収	週1回	公園掃除は週1回。うち、資源回収は年12回	
⑪ 次世代育成事業	月3回	中学生交流会(月2回)、中学生合宿(3日間)、MAPPY(月1回)※青年部と協働した交流事業	
⑫ トライやるウィーク	年1回	地域の中学校からの生徒受入れ	
(2) 人権啓発に関する事業	立花中学校区人権教育・啓発推進会議	随時	立花中学校区4校及び同校PTAと取り組む人権教育・啓発事業。年2回の人権問題講演会、啓発紙「かがやき」年2回発行(9月19,20部、12月20,200部)、人権週間街頭啓発キャンペーンの実施等。
	人権問題講演会	年2~3回	
	人権啓発映画を観よう!(ハートフルシネマ)	年2回	
	地域内各種団体事業	随時	地域団体等の育成のための協働した取り組み
	関係機関会議	随時	行政機関、関係機関等が実施する会議・研修等への参加
	新転任職員研修	年1回	5月 地区内を担当することとなった行政職員を対象に地区の状況等について研修
	平和推進事業	年1回	わくわく保育園、いししま人権協会などと共催。講演会、パネル展などを実施
	広報事業		
	① 広報 かみのしま「生き・活き」	毎月	地域及び関係機関に配布(3,500部)
	② 高齢者事業だより	毎月	館内で利用者(高齢者)に配布
③ のびのび事業だより	毎月	立花中学校区4校各校を通じて全児童・生徒に配布(2,183部)	
④ ホームページ等での情報発信	随時		
7センター合同企画事業「あませぶん」	年1回	6地域総合センターと女性センターの共催 講演会及びパネル展示	
地域住民の人権に関する相談及び自立支援(生活の質の向上)	相談事業		
	① 相談対応	全開館日	生活相談など(総合生活相談事業)
	② ケースカンファレンス	月1回	保健、福祉、介護など
	③ 教育カンファレンス	随時	学校(立花小・中)、市:生活保護担当・地域保健担当、民生委員他
	居場所事業(子ども・青年・子育て・高齢者)	全開館日	センターの集会室や部屋を開放
	訪問支援活動	随時	相談業務等を通じて把握したケースに対応
	学習支援事業(小・中学生向け)	全開館日	うち中学生向けは週1回
	子育て支援事業	月2回	絵本読み聞かせ、工作等
	食事サービス(配食)	週1回	独居高齢者等への配食を通じた見守り活動
	塚口みんなの食卓(食事提供)	月2回	子ども食堂
	各種講座(教室)		
	① 識字(高齢者教養講座)	月1回	※6月より休止 次年度再開予定
	② 書道(子ども向け)	月3回	
	③ 書道(大人向け)	月2回	
	④ 珠算(子ども向け)	週3回	
⑤ 交通安全(高齢者向け)	年2回		
⑥ 防火・消防(子ども向け、高齢者向け)	随時		
⑦ 健康(高齢者向け、体操含む)	年5回		
⑧ 百歳体操(高齢者向け)	月4回		
⑨ 音楽療法(高齢者向け)	月1回		
40 41 42	コピーサービス	全開館日	(利用料)B5、A4、B4、A3各サイズとも白黒コピー1枚10円、カラーコピー1枚30円

# 各四半期ごとの実費弁償金算定方式等

## 1 算定方式について

### (1) 電気

1日当たりの電気使用量(※1) × 実使用日数 × 1KWH単価(※2)

※1 1日当たりの電気使用量 <蛍光灯(40W)10本、コピー機(1.3kw)1台の場合>  
(0.04×10本×8時間) + (1.3×1台×1時間)

※2 1KWH単価 = 電気料金総額 ÷ 総電気使用量

### (2) ガス

ガス料金 ×  $\frac{\text{人権教育啓発促進委員会等の人数} \times \text{実使用日数}}{\text{常駐人数(※)} \times \text{実使用日数} + \text{第2・第4土曜日のセンター勤務職員数} \times \text{第2・第4土曜日の延べ日数(=6日)} + \text{センター利用延べ人数}}$

※常駐人数 = センター+委員会

### (3) 上下水道

水道料金 ×  $\frac{\text{人権教育啓発促進委員会等の人数} \times \text{実使用日数}}{\text{常駐人数(※)} \times \text{実使用日数} + \text{第2・第4土曜日のセンター勤務職員数} \times \text{第2・第4土曜日の延べ日数(=6日)} + \text{センター利用延べ人数}}$

※常駐人数 = センター+委員会

### (4) 冷房

(冷房期の電気料金－平常期の電気料金) ×  $\frac{\text{使用許可面積}}{\text{全体面積}}$

### (5) 暖房

(暖房期の電気料金－平常期の電気料金) ×  $\frac{\text{使用許可面積}}{\text{全体面積}}$

### (6) 電話

基本料、ダイヤル通話料

### (7) 清掃料

実支払清掃委託料 ×  $\frac{\text{使用許可面積}}{\text{全体面積}} \times \frac{\text{当該部屋の清掃実施日}}{\text{全体の清掃実施日}}$

#### <積算条件>

- ・実使用日数は、臨時開館日及び第2・第4土曜日を除く
- ・原則として電灯(8時間)、コピー・パソコン等(1時間)使用
- ・冷房期 7・8・9月、暖房期 1・2・3月、平常期 4・5・6月
- ・使用する室内にガス機器を設置・使用していない場合は、ガス料金については算定の対象外とする。  
ただし、水堂のガス料金については、ガス空調未使用月の6月分料金×12か月とする。

## 2 納期 (年4回)

4月～ 6月分: 7月末日                      7月～ 9月分:10月末日

10月～12月分: 1月末日                      1月～ 3月分: 4月末日

ただし、納期限が金融機関の休業日にあたる場合は、その直後の営業日を納期限とする。

なお、各種料金が確定しない等のため上記納期限内に納付できない場合は、その旨を市に連絡のうえ改めて納期について協議するものとする。

(納付者用)